

社会福祉法人 賢和会

出羽こども園 園則（運営管理規程）

第1章 総 則

(目的及び運営の方針)

- 第1条 社会福祉法人賢和会が設置する幼保連携型認定こども園は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培う者としての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。
- 2 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が家庭との密接な連携の下に、子どもの発達を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- 3 当園は、地域社会の期待にこたえられる創意と活力ある教育・保育活動を進め、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第2条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称 出羽こども園
(2)所在地 山形市大字千手堂字沢田203-5

(入園資格)

第3条 当園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

第2章 学期及び休業日、教育・保育時間

(学 期)

- 第4条 1年を次の3期に分ける。
- 第1学期 4月1日から 7月31日まで
第2学期 8月1日から 12月31日まで
第3学期 1月1日から 3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

第5条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項 1 号の子ども（以下「1 号認定子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定に関わらず、次の休業日を加える。

(1)土曜日

(2)国民の祝日に関する法律に規定する日(日曜日と重なる場合はその翌日)

(3)夏季休業 7 月 20 日から 8 月 20 日まで

(4)冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 10 日まで

(5)学年末休業 3 月 26 日から 3 月 31 日まで

(6)学年始休業 4 月 1 日から入学式前日まで

(7)その他園長が必要と認めた日

(教育・保育時間及び教育日数)

第 6 条 当園の教育週数は、39 週以上とする。

2 教育標準認定を受けた園児に対する教育時間は午前 9 時から午後 2 時までの 5 時間とする。ただし、季節により始業及び終業時刻を変更することがある。また、当園が定める教育時間（5 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合には、当園が定める教育時間（5 時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

3 保育標準時間認定(11 時間)を受けた園児に対する教育・保育時間については当園が定める次の時間の範囲内で支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前 7 時～午後 6 時

ただし、当園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合には、当園が定める保育時間（11 時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

4 保育短時間認定（8 時間）を受けた子どもの教育・保育時間は当園が定める次の時間の範囲内で支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

ただし、当園が定める保育時間（8 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（8 時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

5 当園の開所時間は次のとおりとする。

月～土 午前 7 時～午後 7 時 10 分

第 3 章 教育内容、利用定員及び学級編制

(教育・保育の内容)

第 7 条 提供する教育・保育内容等は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、

利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(子育て支援)

第8条 当園は、在園児以外の子育て家庭への支援及び相互交流を図るために、次の子育て支援事業を実施する。

(1)子育て支援拠点事業「出羽子育て支援センター」の併設、運営をはじめとして、児童の福祉増進に寄与すると思われる事業を積極的に行う。

(2)子育て支援事業

- ・子育て相談事業
- ・出前保育、園庭開放、遊戯室開放、絵本の読み聞かせ、その他の地域交流がある

(利用定員及び学級編制)

第9条 当園の利用定員及び学級数は次のとおりとする。

ただし、利用乳幼児の受入れ状況により、山形県幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準に定める条例を遵守する範囲内で学級数が変動する場合があります。

	1号定員	2号定員	3号定員	学級数
0歳			20名	
1歳			20名	
2歳			20名	
3歳	5名	20名		2
4歳	5名	20名		1
5歳	5名	20名		1
計	15名	60名	60名	4

(教員の職種、員数、職務の内容)

第10条 当園の教職組織は次のとおりとする。

園長	1名	学校医	1名
主幹保育教諭	2名	学校歯科医	1名
指導保育教諭	1名	学校薬剤師	1名
保育教諭	25名	事務	2名
看護師	1名		
栄養士	1名		
調理師	2名		

- 2 職員の職務は、学校教育法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他関係法令の定めるところによる。

第4章 入園、転園、退園、休園、修了及びほう賞

(入園許可)

第11条 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから当園の利用について申込みがあった時は、次にあげる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1)利用定員に空きが無い場合
- (2)利用定員を上回る利用の申込みがあった場合
- (3)その他特別な事情があり、当園の安全な運営に支障をきたす場合

2 1号認定子どもについて、利用定員を超える申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1)兄弟姉妹が在園している場合は、優先して選考決定させる。
- (2)園長が入園を必要と認めた場合は、前号の次に優先して選考決定を行う。
- (3)その他の希望者は先着順により(抽選、面接等)により選考し、入園させる。

3 子ども子育て支援法19条第1項2号の子ども(以下「2号認定子ども」という。)及び子ども子育て支援法19条第1項3号の子ども(以下「3号認定子ども」という。)については子ども子育て支援法第42条の規定により市町村が行った利用調整により利用が決定したときは、これに応じる。

(入園手続)

第12条 入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

(退園及び休園)

第13条 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出なければならない。

2 当園の2号認定子ども及び3号認定の子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1)子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
- (2)支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。
- (3)市町村が当園の利用継続が不可能と認めたとき。

(復 園)

第 14 条 休園理由が消滅したときは、保護者は復園を願い出て、園長の許可を得なければならぬ。

(転 園)

第 15 条 園児が転園しようとするときは、保護者は転園を願い出て、園長の許可を得なければならぬ。

2 園長は転園を許可したときは、在園証明書並びに幼児健康診断票及び認定子ども園指導要録の写しを転出先の園長に送付しなければならない。

(成績の評価)

第 16 条 満 3 歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修 了)

第 17 条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認められるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(ほう賞)

第 18 条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞することがある。

第 5 章 保育料等

(保育料等)

第 19 条 授業料等は次のとおりとする。

保育料 (月額) 園児が居住する市町村が定める額を当園が指定する方法で納入する。ただし、3ヶ月以上の滞納が続く場合は、退園となる場合もある。

2 次の費用については実費の支払いを受けることがある。

(1)保護者会費

(2)日用品、文具等

(3)行事費

(4)1号認定及び2号認定子どもの給食費

主食に係る経費 (2,000 円) 副食に係る経費 (4,500 円)

(5)その他、教育及び保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要とされる費用

- 3 延長保育の料金は別表に定める 別表 1
- 4 一時保育の料金は別表に定める 別表 2

(減免)

第 20 条 在籍者は、出欠の有無に関わらず、また、休園の場合にも、原則として保育料を納付しなければならない。ただし、園長が特別な事情があると認めた場合には、これを減免することができる。

(返還)

第 21 条 既に納付した保育料等は原則として返還しない。ただし、園長が特別な事情があると認めた場合には、この限りではない。

第 6 章 安全対策、緊急時の対応及び非常災害対策

(安全対策)

第 22 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 23 条 当園の職員は教育・保育の提供を行っているとき、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 24 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

2 前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 25 条 当園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

(健康管理・衛生管理)

第 26 条 当園では、児童に対する健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施、感染症及び食中毒の予防に努める。

第 7 章 業務の質の評価及び情報提供

(教育・保育の質の評価)

第 27 条 当園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

- (1)定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること。
- (2)園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。
- (3)前項のほか、当園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するものとする。

(記録の整備)

第 28 条 当園は、教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| (1)教育・保育の実施に当たっての計画 | 5 年間保存 |
| (2)提供した教育・保育に係る提供記録 | 5 年間保存 |
| (3)市町村への通知に係る記録 | 5 年間保存 |
| (4)苦情の内容等の記録 | 5 年間保存 |
| (5)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5 年間保存 |
| (6)指導要録 | 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存 |
| (7)学籍簿 | 20 年間保存 |

(情報提供)

第 29 条 当園は、当園の教育活動その他の園運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

(苦情対応)

第 30 条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(秘密の保持)

第 31 条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

第 8 章 補 則

(雑 則)

第 32 条 この園則（兼運営管理規程）実施に必要な事項は園長が定める。

附 則

1 この園則（兼運営管理規程）は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この園則（兼運営管理規程）は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

3 この園則（兼運営管理規程）は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

4 この園則（兼運営管理規程）は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

延長保育利用者負担

1 日	200 円
1 号認定	1 時間 100 円

別表 2

一時保育利用者負担

(A) 非定型保育 利用する児童の年齢と保護者の市町村民税額に応じて、1 日当たりの単価を算定した額

(B) 緊急保育 1 日あたり 3 歳未満児 2,580 円 3 歳以上児 1,580 円

(A) と (B) の給食費として

1 日あたり 主食費 80 円 副食費 180 円